

公 募 公 告

北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集するため、下記のとおり公告する。

令和7年5月26日

北茨城市長 豊 田 稔

記

1 業務名

北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務

2 業務の目的

本市は2020年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年に二酸化炭素（CO₂）排出量の実質ゼロを目指すこととしている。この実現に向けて、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO₂排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取組を推進する必要がある。

こうした取組の重要な柱の一つとして、地域が主役となって、地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー発電設備を設置し、地域内で生み出される地産の再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」）を地域内で利用することにより、脱炭素と地域経済の活性化を両立させる仕組みを推進する計画である。

本業務では、上記の再エネ電力地産地消を実現するための仕組みとして、自治体新電力会社の設立について調査・検討を行い、ゼロカーボンシティ達成の一助とすることを目的とする。

3 業務内容

別紙「北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 応募資格要件等

(1) 事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

- ①事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ②応募グループは、その構成事業者から代表事業者1者を定めるものとする。
- ③応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になることはできない。
- ④応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(2) 参加資格要件

応募事業者、応募グループの構成員となる者は、以下の①～⑥に示す要件を全て満たしていることとする。

- ①法人格を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④公租公課に未納がないこと。
- ⑤北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- ⑥令和2年度から令和6年度までに環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援」の調査実績がある、又は、地域エネルギー会社設立可能性調査若しくは電力供給事業化調査等の類似の調査実績があること。

※本公募に参加することは、今後実施予定の公共施設の再エネ導入可能性調査に関する公募へ参加すること及び自治体新電力会社の事業パートナー募集に関する公募へ参加することを妨げない。

6 実施要領等の公表期間及び方法

(1) 公表期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月20日（金）まで

(2) 公表方法

北茨城市のホームページに掲載する。

<https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

7 実施要領等に関する質問の受付期間及び方法

(1) 受付期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月2日（月）まで

月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く。）の9時から17時まで

(2) 受付方法

質問は、質問書（様式第7号）に記入のうえ、下記アドレスへメールにて提出すること（電話は不可）。様式は、北茨城市ホームページにてダウンロードすること。

メールアドレス kankyous@city.kitaibaraki.lg.jp

8 実施要領等に関する質問書への回答方法

令和7年6月5日（木）に全ての質問書に対する回答を北茨城市ホームページで公表する。

なお、質問書に対する回答は、令和7年6月5日（木）から令和7年6月20日（金）までの間、北茨城市のホームページで公表する。（ただし、質問者は公表しない。）

9 参加表明書・企画提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和7年6月20日（金）17時まで

(2) 提出場所

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市環境産業部生活環境課脱炭素推進室

(3) 提出方法

実施要領に従い、参加表明書、参加資格に関する申立書及び提案書に必要書類を添付し、期限までに上記（2）に掲げる場所へ持参または郵送にて提出すること。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

①プロポーザルは、提出された企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務委託プロポーザル審査委員会において、下記の審査基準に基づき審査し、優秀者を選定する。

②参加応募者が5者以上の場合、事務局にて事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う応募者を5者選定する。

(2) 審査基準

①体制・実績

②企画提案内容

③見積金額 等

11 提出・問合せ先

北茨城市環境産業部生活環境課脱炭素推進室 担当：黒澤、横田

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111 (代表) 内線373

F A X：0293-30-1108 (総務課)

E-mail：kankyous@city.kitaibaraki.lg.jp